

登録販売者試験の出題範囲の改正(令和6年4月)に伴う
変更箇所

[令和6年版 全国登録販売者試験過去問正解]

問題番号		改正の影響
北海道 ・東北	問86	b 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
	問114	「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 なお、当該問題はそのまま成立する。
北関東 ・甲信越	問13	c 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
南関東	問115	選択欄 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
北陸・東 海	問114	b 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
奈良	問45	d 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
関西広域 連合・福 井	問83	c 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。
	問85	「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 なお、当該問題はそのまま成立する。
九州・沖 縄	問54	ウ 「薬事・食品衛生審議会」という名称が「 <u>薬事審議会</u> 」に改められた。 このように読み替えた場合、当該問題は成立する。

北海道・東北

問 114 正答 1 ★★★

- 各制度により集められた副作用情報は、**医薬品医療機器総合機構**において専門委員の意見を聴きながら調査検討が行われる。
- その結果に基づき、**厚生労働大臣**は、**薬事審議会**の意見を聴いて、使用上の注意の改訂の指示等を通じた注意喚起のための情報提供や、効能・効果や用法・用量の一部変更、調査・実験の実施の指示、製造・販売の中止、製品の回収等の安全対策上必要な行政措置を講じている。

南関東

問 108 正答 2 ★★★

- 以下の成分は、「服用後、乗物又は機械類の運転操作をしないこと」

<ul style="list-style-type: none"> ・抗ヒスタミン成分 ・コデイン類 ・デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物 ・フェノールフタリン酸デキストロメトルファン ※鎮咳去痰薬のみ ・プロモバレリル尿素 ・ア rilイソプロピルアセチル尿素 ・ロペラミド塩酸塩 ・ロートエキス 	眠気等
<ul style="list-style-type: none"> ・スコポラミン臭化水素酸塩水和物 ・メチルオクタトロピン臭化物 	①眠気、②目のかすみ、③異常なまぶしさを生じることがあるため
<ul style="list-style-type: none"> ・ピレンゼピン塩酸塩水和物 ・抗コリン成分(スコポラミン臭化水素酸塩水和物、メチルオクタトロピン臭化物を除く) 	①目のかすみ、②異常なまぶしさを生じることがあるため

問 115 正答 5 ★★★

- 各制度により集められた副作用情報については、**(独)医薬品医療機器総合機構**において専門委員の意見を聴きながら調査検討が行われ、その結果に基づき、**厚生労働大臣**は、**薬事審議会**の意見を聴いて必要な行政措置を講じている。

関西広域連合・福井

問 85 正答 1 ★★★

- 生物由来製品は、人その他の生物(植物を除く。)に由来するものを原料又は材料として製造(小分けを含む。)をされる**医薬品**、**医薬部外品**、**化粧品**又は**医療機器**のうち、保健衛生上特別の注意を要するものとして、厚生労働大臣が**薬事審議会**の意見を聴いて指定するものと定義されている。(法第2条第10項)
- 現在の科学的知見において、**感染症**の発生リスクの蓋然性が極めて低いものについては、生物由来製品の指定の対象とならない。

中国・四国

問 108 正答 3 ★★★

- a, d 正
- b 「医療審議会」ではなく、「**薬事審議会**」
- c **医薬品(要指導医薬品及び一般用医薬品を含む)**を適正に使用したにも関わらず、副作用による一定の健康被害が生じた場合に、医療費等の給付を行い、これにより被害者の迅速な救済を図ろうというのが、**医薬品副作用被害救済制度**である。